

報告第9号

専決処分の報告について

次のとおり地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年8月26日 提出

四條畷市長 東 修 平

専決第6号

損害賠償の額の決定及び和解について

損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、次のとおり地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年8月21日

四條畷市長 東 修 平

記

1 損害賠償の額 847,000円

2 損害賠償の相手方

[REDACTED]

[REDACTED]

3 和解の内容 (1) 本件事故による損害賠償として上記の額を支払う。

(2) 本件に関しては、今後、双方とも裁判上又は裁判外において、一切異議、請求の申立てをしないことを約する。

4 損害賠償事件の内容

令和6年4月25日午前5時45分頃、消防団車両が、四條畷市雁屋西町で発生した火災現場に向けて大阪外環状線を南方面に走行し現場付近路地を右折したところ、通行止めであったため、大阪外環状線へ戻ろうと車両を後退した際、走行車線で停止していた相手方車両と接触し損傷させた。